

# 令和6年度税制改正提言事項 (税制改正に関する検討テーマ)



一般社団法人 山口県法人会連合会

会 長 古 田 賢 造

税制委員長 櫻 井 正 明

## 税制委員会構成委員

役 職	氏 名	所属法人会
担当副会長	黒 瀬 正	長門法人会
委 員 長	櫻 井 正 明	宇部法人会
副委員長	西 村 公 作	柳井法人会
委 員	高 橋 克 行	山口法人会
委 員	安 本 賢	岩国法人会
委 員	岡 寺 信 政	徳山周南法人会
委 員	松 本 利 幸	光・熊毛郡法人会
委 員	尾 崎 陽 一	防府法人会
委 員	島 津 博 行	厚狭法人会
委 員	弘 永 裕 紀	下関法人会
委 員	大 工 幸 宏	長門法人会
委 員	田 中 義 一	萩 法人会

### 1. 税制提言の基本方針

本税制改正要望は、中小企業の活性化と活力ある持続可能な社会の構築に寄与するため、実現可能な望ましい税制のあり方について提言することを目的とする。

### 2. 実現可能な税制提言

提言した税制改正事項は、提言活動での要望に止めず、早期の実現に向け継続的に情報発信を行い、経済団体として地位の確保に努める。

○令和6年度税制改正に関する検討テーマ

		課題
基本的な課題	税・財政改革のあり方	<p>財政健全化に向けて</p> <p>① 国の予算執行において、財政の健全化の視点が全く無視されているかの状況であるが、財政支出の目的と用途を明確にして、収支のバランスの取れた無駄のない政策をとってもらいたい。その為にも、5年後・10年後・20年後のビジョンを国民に明示して欲しい。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染拡大に伴う財政の緊急出動により、健全化へ向けた動きにはさらにブレーキがかかることとなった。このような状況下、単純に増税による財政健全化路線に突き進むのではなく、国会議員の定数は正や公務員の総人件費の引き下げ等「出づるを制する」策との両輪が無いと国民感情的にも受け入れがたいのではないか。</p> <p>③ 税制の基本原則は「公平性・中立性・国民の理解が得られる簡素な税制」であり、財源調達機能という租税の目的を達成するためには、景気回復などの経済政策、少子高齢化への対応、所得再分配などの社会環境に即応する様々な政策を考慮しつつその時代に適した税制を構築していくべきである。年金・医療・介護などの社会保障費の急激な増加やコロナ関連支出等で深刻な財源不足に陥っており、財政の健全化を推進するには所得・消費・資産のバランスのよい課税を行っていくべきと考える。</p>
	社会保障制度に対する基本的考え方	<p>① 社会保障制度を維持していくためには、高齢者にも相応の負担を求めるのは仕方がない。</p> <p>② 社会保障制度の全国民一制度への改革が必要であると考えます。</p>
	行政改革の徹底	<p>① 税制の仕組みは複雑で理解が困難である。正しく適切な納税のためにも、納税者が理解しやすいできるだけ簡素なものに改善してってもらいたい。「よりシンプルな税制」をテーマに議論を深めてほしい。</p> <p>② 税制の3原則の「公平・中立・簡素」が「複雑・不平等」と感じられることが多々ある。簡素で、公平な負担を図ってもらいたい。</p> <p>③ 人口減少に備えて、歳出削減を計画的に推進する。行政業務のコンパクト化を進める。警察・消防・防衛を除く、職員数の適正な削減と国・県市町村議員数の削減を行う。</p> <p>④ 各省庁の下請け業者の選考に当たっては、情報の管理の意味から、日本企業に限定する。</p> <p>⑤ 電子取引データの保存方法の改正については、従来通りの紙</p>

		媒体での保存方法も認めてほしい。
	マイナンバー制度等	<p>① マイナンバーに関しては、コロナ対策としての10万円給付でも問題になったように、銀行口座との紐づけによる迅速な支払いが可能になる等のメリットを前面に押し出して導入を促進する工夫が欲しい。但し、セキュリティ対策には万全を期して欲しい。</p> <p>② マイナンバーカード利用促進の為、ポイントの交付で留まらず、継続して減税制度を確立して欲しい。</p>
経済活性化と中小企業対策	中小企業の活性化に資する税制措置	<p>① 課税ベースを拡大し、法人実行税率をさらに引き下げる。</p> <p>② 事業用生産設備等に対する税制優遇措置や雇用の増加に対する税制優遇措置に積極的に取り組んで欲しい。</p> <p>③ 設備投資に対する助成金の範囲の拡大と、手続きが煩雑で使いにくいという声が多く聞かれる為もっと簡素化して使いやすい制度にして欲しい。</p> <p>④ 中小企業の活性化に資する税制においては、「中小企業投資促進税制」などにおいて税額控除が認められているが、税額控除の繰越を3年から5年程度まで伸ばし、投資効率を高める制度にすべきである。</p> <p>⑤ 中小企業の雇用拡大や賃上げ促進の為、経営基盤・財政基盤の強化が必要。その為には、法人税の軽減税率の特例の本則化や設備投資・研究開発費を促進する税制の拡充を求める。</p> <p>⑥ 中小企業に対する法人税暫定税率の本則化と共に、所得拡大促進税制や投資促進税制等の継続適用により、より積極的に事業を展開しようとする事業者のモチベーションが維持向上できるような税制として欲しい。</p>
	事業承継税制の拡充	<p>① 事業承継税制は恒久的な制度とし、使い勝手を良くして欲しい。</p> <p>② 相続時精算課税制度など生前贈与の更なる拡充と納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める。また欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。</p> <p>③ 事業承継税制については、事業用資産と個人資産は分けて考え、事業用資産は基本的に納税猶予対象として円滑な承継を可能にすると共に、自社株の評価についても、経営努力で企業を成長させるほど評価額が上昇するという矛盾をなくしていくような評価制度の導入をお願いしたい。(例) 中小企業の事業用資産については非課税化する、または、非上場株式の評価方式を発行株式額面に変更する。</p>

		<p>④ 企業の後継者不足が深刻化しており、円滑な事業承継に向けて総合的な対策を講ずる必要がある。</p>
	消費税への対応等	<p>① 消費税の軽減税率税度は低所得者の逆進性対策として導入されたものの負担軽減が限定的であり、逆に消費の多い高所得者層に負担軽減効果を与えてしまい本来の機能を果たしているとは言えないため、廃止し税率は単一税率とする。これにより、各事業者（納税者）と行政側（徴収者）相互の事務処理も軽減され効率化が図れる。</p> <p>② 今後の税制改正において、例外を作らず簡易課税制度の廃止や経過措置の期間の廃止など益税の出ない分かりやすい税制にすべきである。</p> <p>③ インボイス運用の運用事例や電子帳簿保存法の運用事例を明示化し、制度運用をするための支援をして欲しい。</p> <p>④ 消費税のインボイス方式の導入に関して、令和5年10月より適格請求書保存方式（インボイス）が実施されるが、免税事業者からの仕入税額控除については、実施後3年間は、その8割の控除を認め、その後3年間は、その5割の控除を認めることとされているが、制度実施の影響を最小とする意味でも、8割控除の期間を延長してもらいたい。また、免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の納付税額の2割特例について3年間の適用期間を廃止あるいは延長してもらいたい。</p> <p>⑤ 消費税の簡易課税制度その他については、その届出書の提出期限が事業開始の前日までであることや、2事業年度は拘束されるなど硬直的である。事業環境の変化に柔軟に対応し、判断が適正に行われるよう提出期限や適用要件を見直すべきである。</p> <p>⑥ 消費税への対応として、収益事業のある免税事業者の廃止を求める。また、インボイス制度対応のため発生するソフトウェア関連費用に対する補助金の拡充を求めると共に、煩雑な経理処理や事務処理の軽減を求める。</p> <p>⑦ 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長することを求める。</p>
地方のあ	地方創生	<p>① 空き家の増加は、倒壊や放火、環境衛生や防犯上の問題を引き起こすだけでなく、土地の有効利用を阻害する事にもなり、空</p>

	り方		<p>き家で利用価値のない家屋を解体した場合の相続税、固定資産税の軽減や再利用のため取得し、再生して居住用若しくは事業用に供した場合の固定資産税の軽減措置を創設し、空き家問題解消に努めるべきである。また、地方では地価と解体費用との関係で都市部と比べて解体が進みにくい為、更なる税負担の軽減が必要である。</p> <p>② Uターン／Iターンに対する税優遇の推進により、定着人口の増加を図る。</p> <p>③ アフターコロナではこれまでと違った働き方としてのテレワークの拡大や都会での失業者の増加、或いは5Gを利用した生活全般にわたる利便性の向上などが考えられるが、これらへの対策（Wi-Fi環境の整備や5Gを利用した交通インフラの整備、子育て世代への優遇措置やUターン希望者への働きかけ等）を講じることで地方を活性化する必要がある。</p> <p>④ 地方に出来ることは地方でという流れの中では道州制の導入は躊躇なく取り組むべき課題であると思う。</p> <p>⑤ 都市部と地方、県内同一事業で働く個人所得の格差が広がっている。格差問題を何とかしないと社会不安が増大する。</p>
		財政・行政の効率化等	<p>① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲を進める為に地方財源の充実を求める。(厚狭)</p> <p>② 地方行政について、「ふるさと納税」はその本来の主旨からはかけ離れており、また、主として高額所得者がその恩恵を受けている実態を検証し、制度の見直しを検討すべきものとする。</p> <p>③ 中央官庁の地方移転の促進。</p>
税目別	法人税関係	役員給与の損金算入の拡充等	<p>① 現行の役員給与税制は、損金算入される役員給与を「定期同額」「事前確定」「業績連動」に限定している上、当該給与に該当する場合でも「不相当に高額な部分」は損金不算入とするいわば原則損金不算入の規定となっている。会社法上は、役員の職務執行対価として受ける財産上の利益は報酬であり企業会計上も費用処理が認められており、恣意性のないものについては損金算入すべきである。</p> <p>② 法人税における各種引当金の取扱いについて、一般的に公正な会計慣行では、人件費などにつき、発生コストに見合う賞与や退職金につき、引当金を計上することが求められている。法人税の所得計算においても、これらの引当金の繰入を損金として認めるべきである。</p> <p>③ 改正電子取引データ保存制度について、令和6年1月1日から</p>

			<p>基本的に全ての事業者に強制適用になるが、主たる取引では電子取引がなく、消耗品等の少額物品のみを電子取引にて購入するなどの小規模事業者が多数存在することを考慮すれば、全事業者に一律にこの制度を適用するのではなく、一定金額以下の事業者は、適用除外とすることができないか、検討するべきである。</p> <p>④ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直しを求める。</p> <p>⑤ 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。</p> <p>⑥ 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、損金算入を認めること。</p>
個人所得税	所得税のあり方		<p>① 個人消費を活性化させるため、所得税減税の実施。</p> <p>② 退職金は、長年の勤労への報償的給与という位置づけであり、退職所得控除を設ける、他の所得と分けて課税するなど、できるだけ税金がかからないように配慮されているにもかかわらず、基礎控除の判定において、合計所得金額に含めて控除の判定をするのは行政的な配慮に欠けていると考えます。</p> <p>③ 年少扶養親族の扶養控除については平成 22 年改正で廃止され、児童手当についても一定の所得制限が設けられている。少子化対策は所得に関わらずされるべきであり、児童手当の所得制限撤廃・支給対象の拡充、扶養控除復活を行うべきである。所得税確定申告期限は 3 月 15 日と諸外国と比べ申告期限が短く、納税者にとって事務負担となっている上、消費税の軽減税率・インボイス制度導入により更なる過度の事務負担が想定される。申告期限を 1 か月程度後ろにずらすか、せめて消費税の申告期限である 3 月 31 日にすべきである。</p> <p>④ 所得税の申告期限については、コロナ禍で、1 か月延長された経緯もあるが、消費税等の申告期限と合わせる意味でも、3 月末まで延長すべきと考える。期間の延長は、働き方改革の動向とも整合するものである。</p> <p>⑤ 所得税の確定申告の際の添付書類については年々提出省略などの緩和措置が取られてきているが、マイナンバーと紐づけることによりこれを更に促進して欲しい。</p>

			<p>⑥ とにかく税制が複雑すぎる。一般の人にわかるような税制にしてほしい。</p> <p>⑦ サラリーマンの源泉徴収制度はやめてほしい。すべての納税者が申告納税制度にすべきである。国民一人一人の意識を改革すべきであり、徴収から納税へ変更すべきである。</p>
		各種控除制度の見直し等	<p>① 大学の授業料等に対する優遇策を検討して欲しい。</p> <p>② 少額減価償却資産（取得価格 30 万未満）については、全額損金算入できるように検討して欲しい。</p> <p>③ 公的セクターの支出（国、県、市、町、公的団体）がネットで見られるようにしてほしい。チェックできる仕組みを考えてほしい。</p>
税目別	相続税・贈与税関係	相続税・贈与税	<p>① 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500 万円）の引き上げを求める。</p> <p>② 相続税の基礎控除などについて、相続税については、基礎控除額が減額されて以後、申告件数が増加し、事業承継の場合も含めて税負担が増加している状況である。基礎控除額を改正前の 5000 万円に戻すべきだと考える。</p> <p>③ 同族会社のオーナー貸付金については、債務者である同族会社が債務超過に陥っている場合、回収見込額が額面額を下回るにもかかわらず額面評価されてしまい時価評価と乖離している。よって、相続開始の日の 3 年前の日の属する事業年度から引き続き債務超過であり課税所得がマイナスの場合は、純資産額のマイナス部分を被相続人からの借入金から減額評価する等の措置を導入してはどうか。</p>
税目別	地方税関係	固定資産税の抜本の見直し等	<p>① 固定資産税、都市計画税の評価方法並びに課税対象範囲の見直しが必要である。土地、建物に限定し、事業者が事業の用に供する固定資産で特に機械装置や器具備品など経営上必要不可欠なものには課税しないでほしい。</p> <p>② 固定資産税の根本の見直しを望む。</p> <p>③ 固定資産税は中小企業にとって痛税感が強い。特に事業用資産に係る償却資産税は一部形骸化しているし、正直者が割を食ったり、積極的に投資するものが損をすることにもつながるため撤廃を希望する。そもそも償却資産税の申告期限も 1 月末では日程的に厳しく、せめて 2 月末或いは所得税の確定申告期限まで延ばして欲しい。</p> <p>④ 居住用財産の課税価格について、居住用土地には特例があるも</p>



			<p>のの家屋には適用がなく、一定の条件の下に課税価格の特例適用を認めるべきである。</p> <p>⑤ 償却資産税の申告の際、所得税及び法人税において損金算入されている 30 万円未満の少額減価償却資産について課税されている。制度の簡素化を図る観点からも課税対象から除外すべきである。</p>														
その他	震災復興等/ 環境問題に対する税制上の 対応/ 租税教育 等		<p>① クレジット納付等、納付の多様化に対応して欲しい。</p> <p>② 確定申告において、電子申告（e-Tax）の利用件数が年々拡大、増加してきており、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上を図るとともに、紙ベースでの申告を極力受け付けられない様、徹底する必要がある。</p> <p>③ 宗教法人等に対する優遇措置については、抜本の見直しをするべきである。</p> <p>④ 揮発油税などとの重複課税の矛盾を是正する。 （例）ガソリン税の 2 重課税 ガソリン価格 1L が 160 円とした場合、</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>本体価格</td> <td style="text-align: right;">88.85 円</td> </tr> <tr> <td>ガソリン税</td> <td style="text-align: right;">53.80 円</td> </tr> <tr> <td>石油税等</td> <td style="text-align: right;">2.80 円</td> </tr> <tr> <td>消費税（2重課税）</td> <td style="text-align: right;">14.55 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">((88.85+53.8+2.8) × 10%)</td> </tr> <tr> <td>下線部分 2 重課税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">160.00 円</td> </tr> </table> <p>⑤ 年末調整の実施時期等について、配偶者控除や配偶者特別控除の計算においては、配偶者などの年間所得額を確認する必要があり、現行の納付期限である 1 月 10 日または 20 日では手続きが困難なことが多々あり、納付時期の見直しをすべきである。</p> <p>⑥ 固定資産税の償却資産税の対象資産である少額減価償却資産（30 万円未満分）は、会計処理上即時償却を適用されることが多く、簿外となるものであり、課税対象外とすべきである。</p> <p>⑦ 租税教育は国民の義務である納税への意識を高め、その役割を十分理解するためにも小中高大学生に至るまであらゆる学生世代において継続して実施すべき。</p> <p>⑧ アフターコロナにおいては、所得拡大税制・設備投資促進税制の拡充の一方で復興特別所得税の税率引き上げなどが考えられるが、長期的には消費税の税率引き上げによる直間比率の適正化は避けて通れないと思う。公平・中立・簡素の原則に則り、バランスの取れた税体系の確立を望む。</p>	本体価格	88.85 円	ガソリン税	53.80 円	石油税等	2.80 円	消費税（2重課税）	14.55 円		((88.85+53.8+2.8) × 10%)	下線部分 2 重課税		計	160.00 円
本体価格	88.85 円																
ガソリン税	53.80 円																
石油税等	2.80 円																
消費税（2重課税）	14.55 円																
	((88.85+53.8+2.8) × 10%)																
下線部分 2 重課税																	
計	160.00 円																

		<p>⑨ 印紙税法において、同じ契約書であっても、文書か電子文書かによって印紙税の取扱いが「課税」か「非課税」かに分かれており、電子文書の取扱いが出来ない者だけ課税されるような、不平等な税制は廃止すべきである。さらに、印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める間接税に近い流通税と説明されている。しかし、取引が不調に終わった場合でも作成された文書には課税されること、契約文書がない取引も多々あること、電子契約には課税されないこと等、課税根拠としての十分な担税力を認識できないのが現状であり、廃止すべきである。</p>
--	--	---